

第3回策定検討委員会
審議事項について

第2回策定検討委員会	審議事項 1	段階的な分野横断型・広域型の案件形成イメージ
	審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
	審議事項 3	「更新計画案作成」について
	審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
	審議事項 5	都道府県に期待する役割
	審議事項 6	レベル3.5の受託者
	審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)
第3回策定検討委員会	審議事項 8	プロフィットシェアの提案を促進するための考え方
	審議事項 9	必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方
	審議事項 10	中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方
	審議事項 11	民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり
	審議事項 12	建設業法等との関係

第3回策定検討委員会

審議事項 8

プロフィットシェアの提案を促進するための考え方

審議事項 9

必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方

審議事項 10

中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方

審議事項 11

民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり

審議事項 12

建設業法等との関係

【レベル3.5の要件④プロフィットシェアの趣旨】

- レベル3.5の要件④プロフィットシェアは、民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分(プロフィット)を官民で分配(シェア)する仕組み。
- 10年と長期にわたる事業期間において、民間事業者が、技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化や付加価値向上に継続的に取り組むインセンティブを与えることを目的とするもの。

趣旨

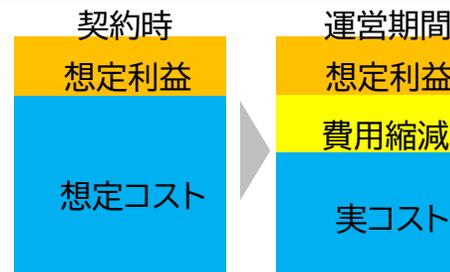
事業開始後も

— 性能発注で対応 — | 事業開始 | 受託者の提案により発動 — プロフィットシェアで対応 —

ライフサイクルコスト削減の提案を促進するため

○プロフィットは収入ではなく、費用削減分と定義

○入札・公募時の要求水準を下回るような提案は想定しない



プロフィットシェアの仕組みを導入すること。

○仕組み導入で要件は充足(発動は不要)
○想定する仕組みは、例えば茨城県守谷市の先行事例(詳細は次頁)

その他

○官民のシェア(分配)は管理者の任意で設定できる。

概要とポイント・留意点

(参考)茨城県守谷市の先行事例

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書(R4.12 守谷市)

受託者の改善提案

(乙の改善提案)

第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

要求水準の変更

(要求水準書の変更等)

第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。

3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要があるときは、第75条の定めに従うものとする。

委託料の減額

(要求水準書の変更に伴う措置)

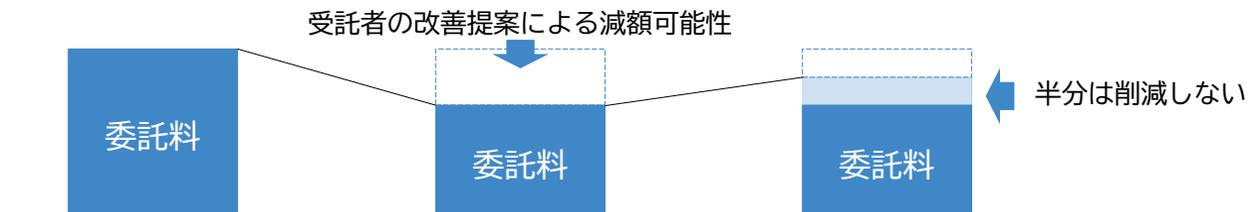
第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。

2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。

3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。

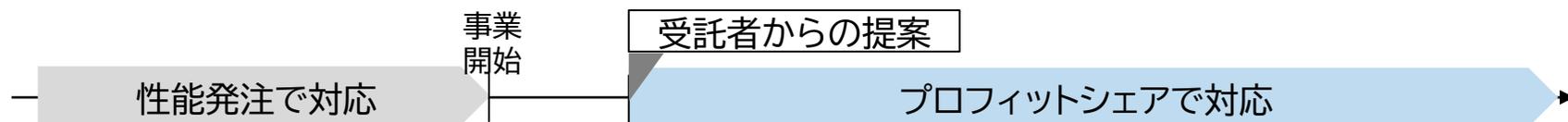
4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。

半分は削減しない



【プロフィットシェアの発動からシェア(分配)までの流れ】

- 発動条件は、受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更である。(入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札時の競争条件の変更になるため想定しない。)
- シェア(分配)するプロフィット(費用縮減分)は、客観的かつ合理的に把握できる必要がある。



留意点・ポイント

①仕組みの導入

- 必要十分な情報開示に基づく官民対話が重要。
- 入札・公募時に競争性が担保されていることが望ましい。

②発動

受託者からの提案 → 管理者の承諾

- 受託者の提案は、費用縮減分が定量的に把握できることが必要。
- 入札・公募時の要求水準を下回る提案は想定しない。

③シェア(分配)

プロフィット(費用縮減分)の確定 → シェア(分配)

- シェア(分配)の際は、客観性・中立性が重要。
- 分配の方法は、精算しない／相殺／追加予算措置等が考えられる。
- 契約書、要求水準書等を変更するかどうかは管理者の任意。
- 分配のタイミングは、管理者が受託者と協議のうえ、任意に設定可能。

【プロフィットシェア(事業開始後のライフサイクルコスト縮減)の提案を促進するために】

- プロフィットシェアを活用するには、受託者からの事業開始後のライフサイクルコスト縮減の提案を促進する仕組みづくりが重要。
- 例えば、シェア(分配)の割合について、受託者が提案しやすいものとする事等が考えられる。

ポイント

- プロフィット(費用縮減分)のシェア(分配)が発生する場合に、受託者の取り分が大きく、確実となる仕組みを導入する方が提案の促進につながる。
- 発動、費用縮減分の確定、分配等の流れについて、客観性・中立性等も考慮の上、明確化しておく方が提案の促進につながる。
- 受託者からの事業開始後のライフサイクルコスト縮減の提案につながる課題等の共有に向けた、事業開始後の情報開示・官民対話も有効と考えられる。

留意点

- 受託者へプロフィットが確実に分配される仕組みを導入する際には、例えば、議会・住民等への説明の観点等を考慮。
- レベル3.5の要件②性能発注と、要件④プロフィットシェアの区別を明確化した上で、実際に発生した費用縮減分の分配について、客観性・中立性等を考慮し、確定することが望ましい。

第3回策定検討委員会

審議事項 8

プロフィットシェアの提案を促進するための考え方

審議事項 9

必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方

審議事項 10

中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方

審議事項 11

民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり

審議事項 12

建設業法等との関係

- 地方公共団体(管理者)による履行確認(モニタリング)が必要であり、技術力保持や技術継承は、重要な課題。
- 必要な技術を確保する方法として、例えば、対象施設・業務範囲の設定の仕方による工夫、受託者との連携、外部機関との連携等が考えられる。
- 過度に広範な履行確認(モニタリング)は、地方公共団体(管理者)/民間事業者等(受託者)の双方に、人的・金銭的な負担等が大きく、**必要十分なものを選択**することが留意点・ポイントとなる。
(例えば、導入検討に際しての、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しも適切に反映。)

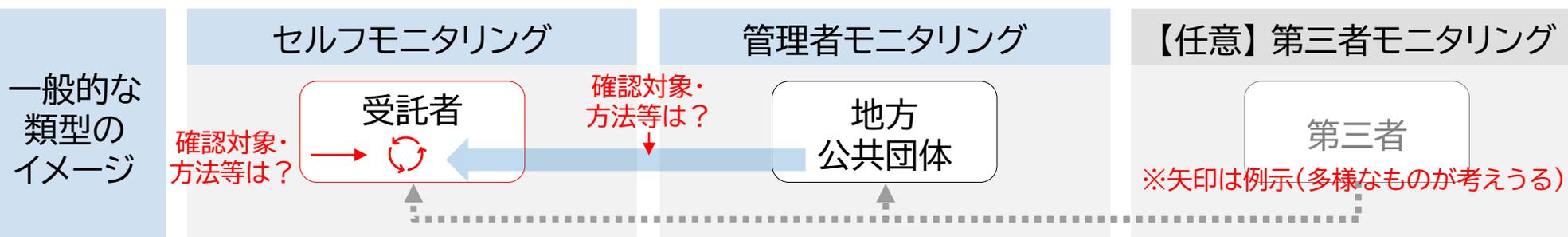
【履行確認(モニタリング)とは?】

受託者が契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するもの。

<参考>モニタリングに関するガイドライン(H30.10.23改正、内閣府PPP/PFI推進室)

モニタリングとは、かかる選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、選定事業の公共施設等の管理者等(以下「管理者等」という。)の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視(測定・評価)する行為をいう。また、モニタリングの結果を適切に評価・公表することにより、選定事業者の業務意欲を向上させる動機付けにもなるものである。

必要十分な履行確認(モニタリング)を考える上で、確認の対象や方法等を考慮することが考えられる。

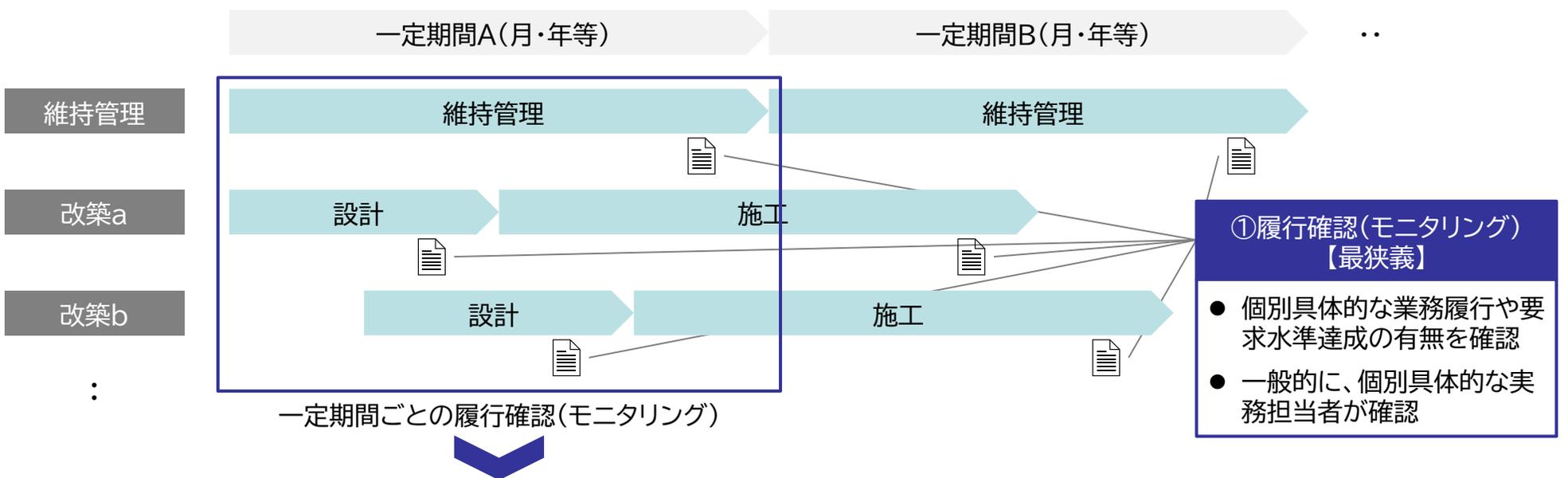


【<参考> 履行確認(モニタリング)の多様な確認対象】 ※イメージ

- 最狭義の確認対象として、個別具体的な業務の適正・確実な履行や要求水準達成の有無が考える。
- 次に、一定期間(例えば、月・年)ごとの業務の適正・確実な履行や要求水準達成の状況が考える。
- さらに広義の確認対象を想定し、測定・評価・公表等することも考える。

履行確認(モニタリング)の確認対象 ※定義等は先行事例でも多様であり、例示(イメージ)

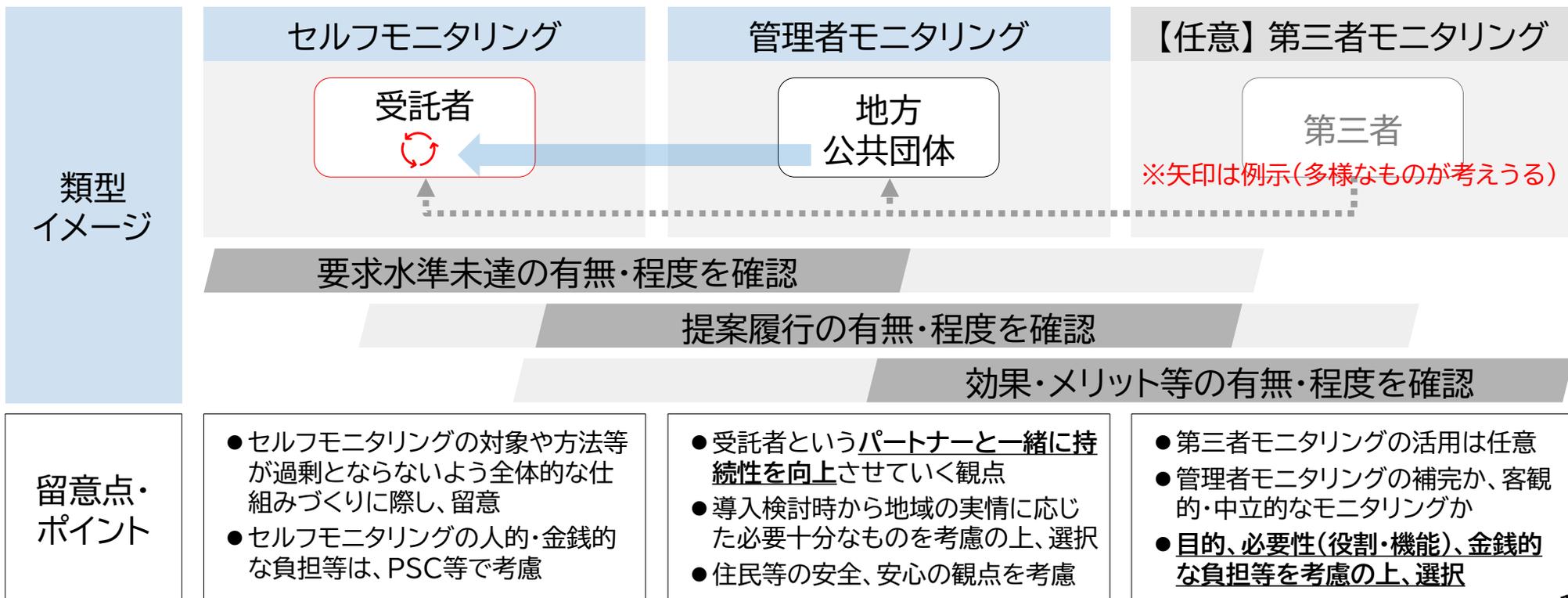
③履行確認(モニタリング)【最広義】



②履行確認(モニタリング)

- 一定期間の業務履行や要求水準達成の状況等を取りまとめて確認(必要に応じて、全体的な進捗管理、品質管理、発生した事故等への対応状況、受託者の経営・財務状況等の確認も考える)
- 一般的に、モニタリングの実務担当者が確認(管理者、第三者が確認する場合もある)

- 確認の対象や方法等を考慮の上、一般的な類型のイメージとの関係を整理すると、例えば、次のように考えられる。
 - ▶ 受託者のセルフモニタリングは、個別具体的な確認も含む、一定期間(例えば、月・年)ごとの業務の適正・確実な履行や要求水準達成の状況の確認が中心
 - ▶ 管理者モニタリングは、受託者のセルフモニタリングを効率的・効果的に確認するほか、提案履行の有無・程度の観点为中心
 - ▶ 第三者モニタリングは、管理者の任意であり、管理者モニタリングの補完や、客観的・中立的なモニタリングの必要性等の目的・趣旨について、**確認の対象や方法等も考慮の上、明確化することが重要**

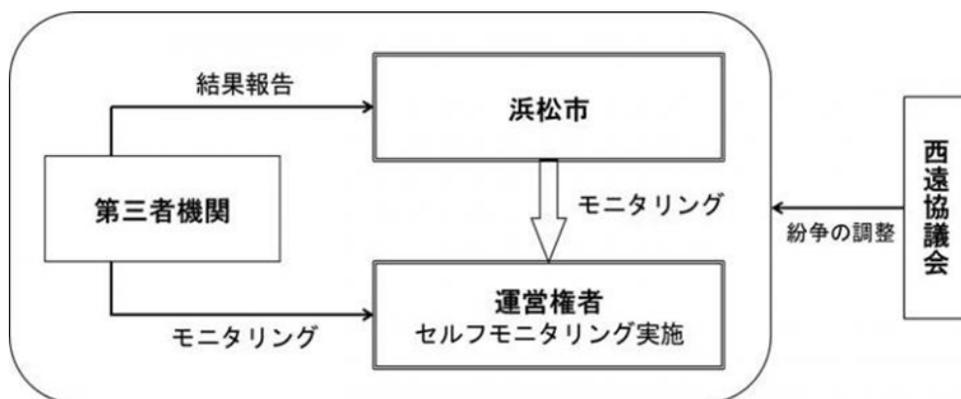


【<参考> 第三者モニタリングの種類】 ※イメージ

- 第三者による管理者モニタリングの補完や客観的・中立的なモニタリング等の類型が考えられる。
- 客観的・中立的なモニタリングは、例えば、必要に応じ、紛争調整の役割・機能を併せ持たせること等も考えうるほか、レベル3.5の10年の事業期間を振り返り、次期入札・公募等に向けて活用すること等も想定される。

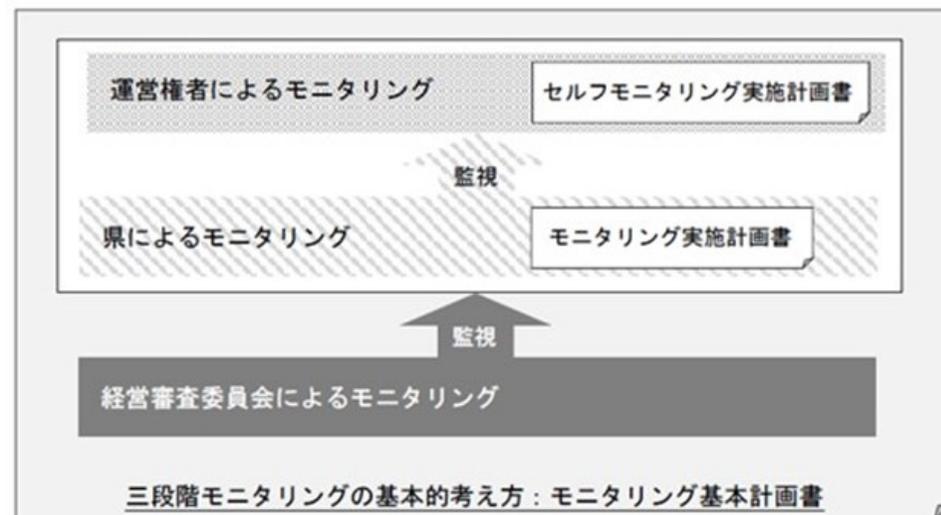
管理者モニタリングの補完

- 第三者が受託者のセルフモニタリングを確認し、管理者モニタリングを補完



客観的・中立的なモニタリング

- 第三者が受託者のセルフモニタリングと管理者モニタリングを確認



【<参考> 受託者のセルフモニタリングの考え方と全体的な仕組みづくり】

- 管理者が、入札・公募に際し、要求水準やモニタリング基本計画を提示する。
- 選定された受託者は、これらに基づいてセルフモニタリングの計画や様式等を準備する。
(管理者は、これらに基づいてモニタリング実施計画をまとめる。)

地方公共団体(管理者)

【入札・公募に際しての情報開示】

▶ 要求水準書(案)

管理者が受託者に要求する達成すべき水準が記載されている

▶ モニタリング基本計画書(案)

管理者の当該モニタリングへの基本的な考え方が記載されている

※要求水準書(案)記載イメージ

項目	要求水準
放流水質基準	BOD 15mg/L SS 40mg/L pH 5.8-8.6 大腸菌群数 3000個/mL
ユーティリティ調達・管理	電力や、運転に必要な薬品及び燃料を調達し、適切に管理を行うこと。また、薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

民間事業者等(受託者)

【開示情報等に基づき受託者が準備】

▶ セルフモニタリング実施計画書

モニタリング基本計画等を踏まえて作成される、受託者が要求水準の達成状況等を適切に把握するにあたっての具体を定めた計画(時期・内容・様式等について記載されている)

※確認様式の記載イメージ

チェック項目	書類	頻度
自主基準値の順守 <input type="checkbox"/> BOD 13mg/L <input type="checkbox"/> SS 10mg/L <input type="checkbox"/> pH 6.0-7.5 <input type="checkbox"/> 大腸菌群数 100個/mL	月間維持管理報告書	毎月
<input type="checkbox"/> 電力の調達 <input type="checkbox"/> 薬品及び燃料の品質・規格は適切か <input type="checkbox"/> 薬品及び燃料は適切に管理しているか	月間維持管理報告書 受電契約書 品質証明書等	毎月

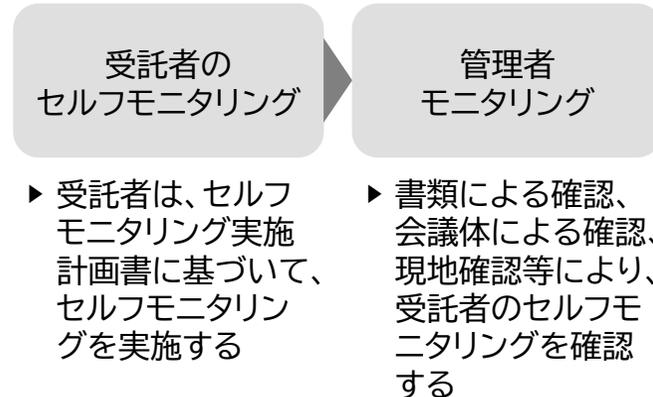
管理者/受託者

(管理者はモニタリング実施計画をまとめる)

▶ モニタリング実施計画書

モニタリング基本計画書、セルフモニタリング実施計画書等の内容を踏まえて作成される、当該モニタリング全般についての具体を定めた計画(体制・方法・時期・内容・様式等について記載されている)

※事業期間中、計画に基づいてモニタリングを実施



▶ 受託者は、セルフモニタリング実施計画書に基づいて、セルフモニタリングを実施する

▶ 書類による確認、会議体による確認、現地確認等により、受託者のセルフモニタリングを確認する

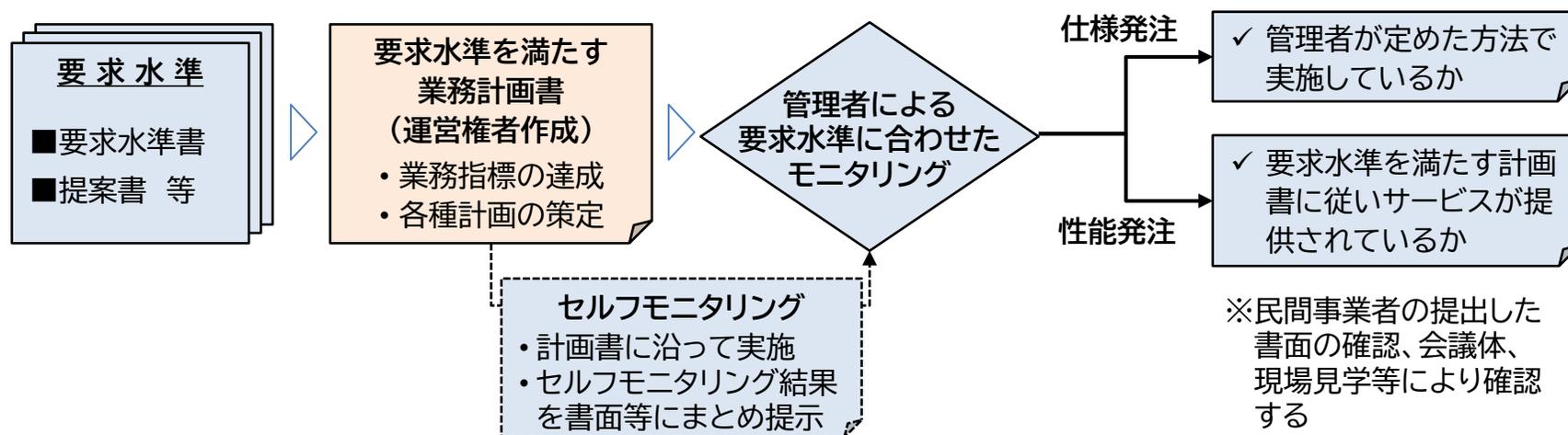
【<参考> 管理者モニタリングの具体的な確認対象等の考え方】

- 管理者モニタリングは、受託者のセルフモニタリングを確認するため、具体的な確認対象等は、要求水準、モニタリング基本計画、セルフモニタリング実施計画等により、異なる。
- 効率的・効果的に確認できるよう、確認方法や全体的な仕組みづくり等の工夫が重要と考えられる。

管理者モニタリングの具体的な確認対象等の考え方(整理する際のステップ)

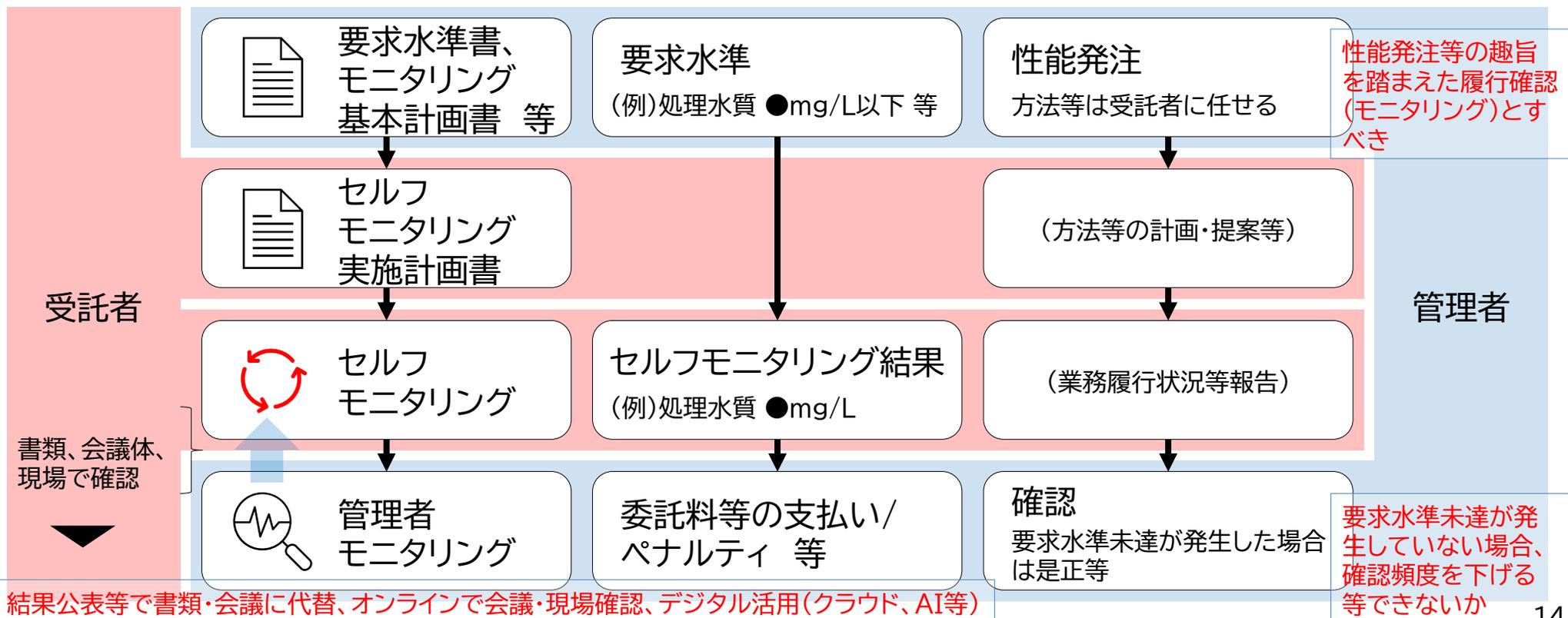
コンセッション方式GL(R4.3)

- 管理者による要求水準等が仕様規定である場合は、管理者が定めた方法(仕様)を確認する行為が管理者によるモニタリングとなる。
- 一方、管理者による要求水準等が性能規定である場合は、運営権者は当該要求水準等を満たす業務計画書を作成し、これに従い、業務を履行(公共サービスを提供)することになる。
- 計画書に従った業務の履行状況を確認する行為が、管理者によるモニタリングとなる。また、各業務の計画書へ記載すべき項目については、管理者があらかじめ要求水準等として定める必要がある。
- ただし、具体の業務の実施方法や手順は、運営権者による業務履行の手段であるため、これらに対する必要以上の確認行為は、運営権者の創意工夫を損なうおそれもあるため、留意が必要である。



- レベル3.5は、長期契約(原則10年)、維持管理と更新の一体マネジメントが要件であり、事業規模が大きくなりやすい等、効率的・効果的なモニタリングの必要性や重要性は高いと考えられる。
- また、性能発注の履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用縮減分の確定や分配の調整・実現等、客観的・中立的なモニタリングの役割・機能が要求される場面も多いと想定される。
- モニタリングの人的・金銭的資源を選択的・集中的に活用するためにも、受託者のセルフモニタリングと、これを確認する管理者モニタリングを効率的・効果的に実施することが望ましい。

より効率的・効果的な受託者のセルフモニタリングとこれを確認する管理者モニタリング(案)



第3回策定検討委員会

審議事項 8

プロフィットシェアの提案を促進するための考え方

審議事項 9

必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方

審議事項 10

中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方

審議事項 11

民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり

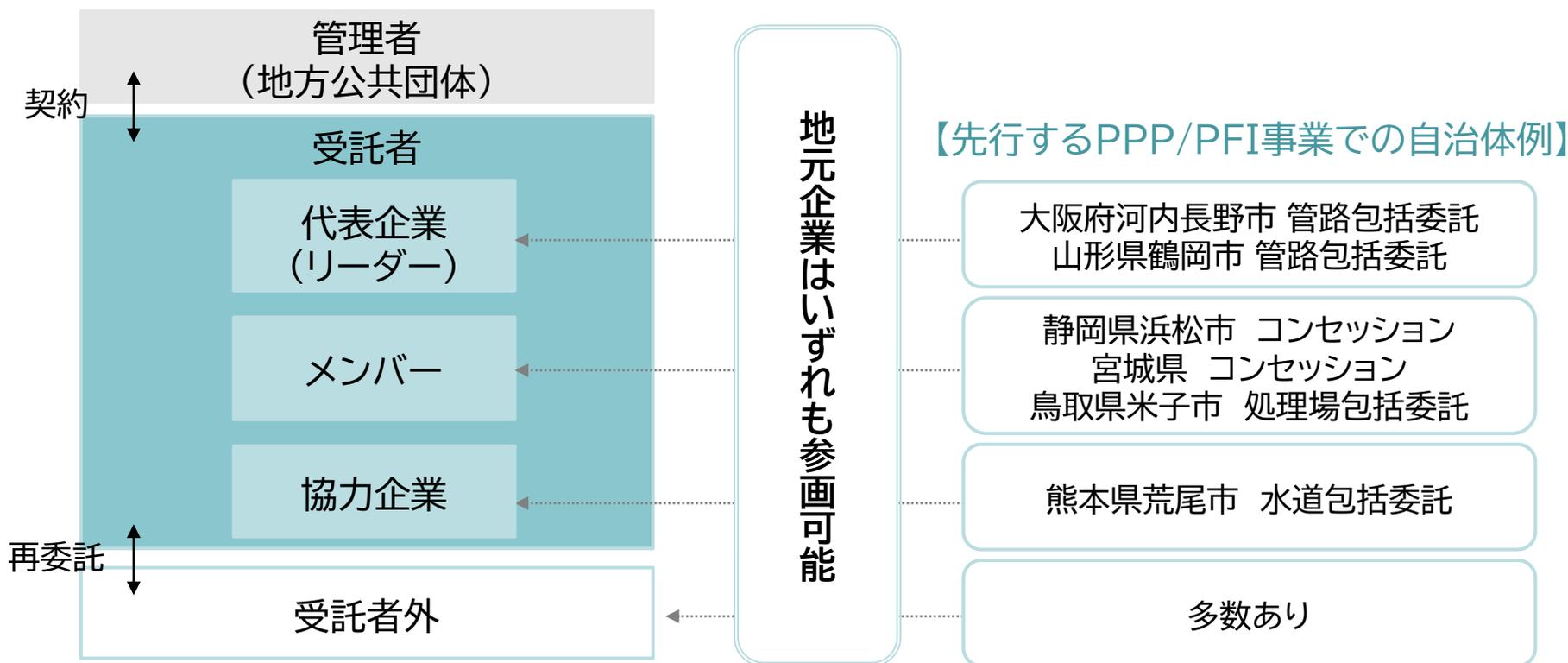
審議事項 12

建設業法等との関係

- 下水道事業は、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、PPP/PFI手法の活用の際に地元企業の協力は重要であり、レベル3.5実施期間中の参画機会の確保へ配慮が必要。
- 地元企業がJVやSPCに参画することは全国的にも事例があり、地元企業は代表企業、メンバーや協力企業等でいずれも参画可能である。

(参考)地元企業の参画類型(イメージ)

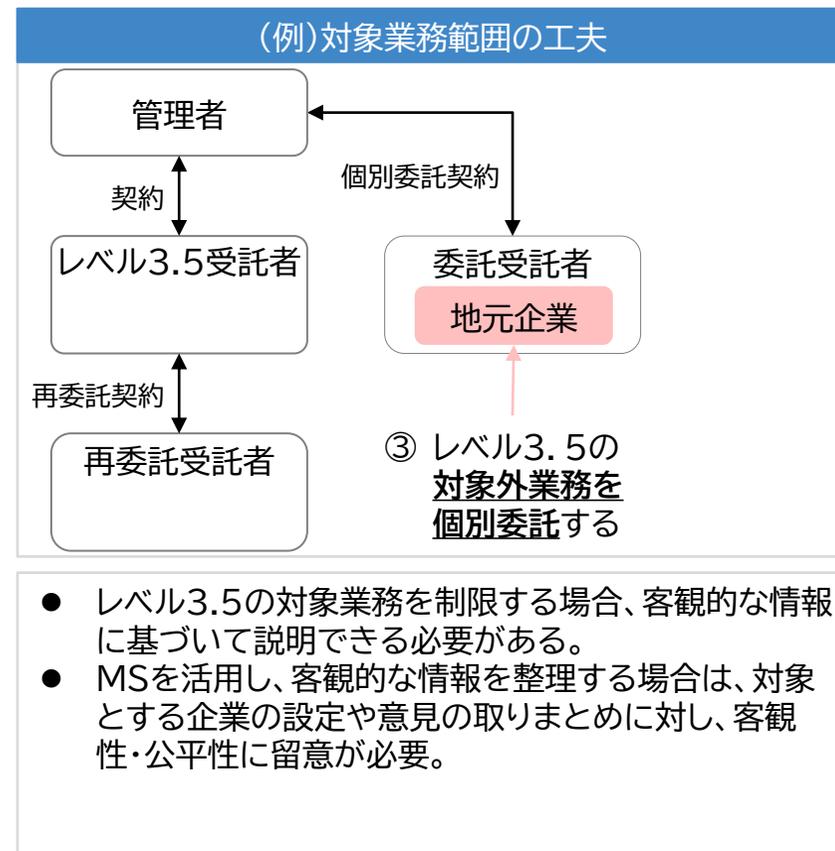
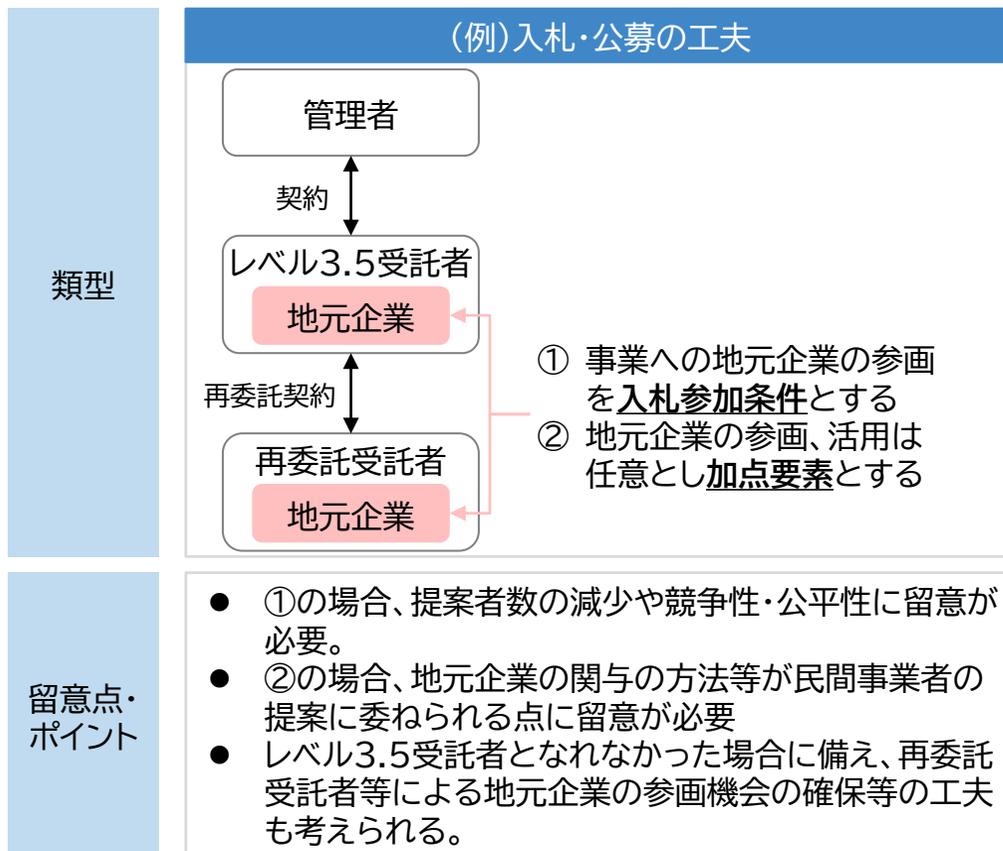
GL第1.1版 P.52 より抜粋



※ 上記は更新実施型をイメージ

※ 更新支援型の場合であれば、管理者が別途発注する工事にも受託者として参画可能と考えられる

- 入札・公募時に、地元企業とのJVを参加要件とする、地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫が考えられる。
- また、対象業務範囲を設定する際に、地元企業の活用等の観点から、業務の一部を対象外とすることも考えられるが、この場合は業務を対象外としたことに関して、客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。



【例1 入札・公募の工夫①】

- 熊本県荒尾市における水道事業包括委託では、市内の管工事共同組合を構成企業として参画させることを応募資格とした。

(参考)地元企業参画を入札参加条件とした事例

熊本県荒尾市 水道事業包括委託の事例

- 荒尾市では、水道における災害協定を締結している荒尾市管工事協同組合の参画を応募資格として設定する他、事業者選定基準においても市内企業及び人材の活用を評価の視点として規定している。
- 1, 2期事業ともに荒尾市管工事協同組合がSPCへ出資するとともに、市内企業が協力企業として参画し、継続した地元企業の参画が確保されている。

(参考)地元企業参画要件の文言

荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ)公募要領

- 応募資格に関する事項
第2章 (2)応募者の構成等
カ 応募グループは、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水道の応急対策に関する協定書を締結していること等を勘案し、荒尾市管工事協同組合を応募グループの構成企業として参画させるものとする。なお、荒尾市管工事協同組合が担う業務等については、各構成企業間で調整を行うものとする。

【例2 入札・公募の工夫①】

- 福島県会津若松市では、市外企業も受託可能な浄水場運転管理業務において、地元企業が受託する業務受託者とのSPC設立を要件とした。

(参考)地元企業参画を入札参加条件とした事例

福島県会津若松市の事例

- 浄水場の運転・維持管理業務と管路の維持管理等の業務を別々の事業としてプロポーザルにて公募したのち、それぞれの事業で選定された事業者が選定後に一体となってSPCを設立し、市はSPCとの間で浄水場と管路の業務を一体とした維持管理業務の契約を行った。
- 水道法24条の3に基づき、浄水場と管路の間での責任主体の明確化と一体性を保ちつつ、地元企業が担う領域の確保した。

(参考)地元企業参画要件の文言

会津若松市水道事業浄水場運転管理業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要綱
会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要綱

- 会津若松市水道事業浄水場運転管理業務
第8節 契約に関する事項(特別目的会社の設立)
第59条 受託候補者は、**送・配水施設維持管理等業務委託**(以下「維持管理等業務委託」という。)に関する受託候補者と**特別目的会社を設立するものとする**。この場合において、それぞれの受託候補者の協議等が整わず、特別目的会社を設立できない場合は、受託候補者としての資格を失うものとする。
- 会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務
第8節 契約に関する事項(特別目的会社の設立)
第59条 受託候補者は、**浄水場運転管理業務委託**(以下「運転管理業務委託」という。)に関する受託候補者と**特別目的会社を設立するものとする**。この場合において、それぞれの受託候補者の協議等が整わず、特別目的会社を設立できない場合は、受託候補者としての資格を失うものとする。

【例3 入札・公募の工夫②】

- 大阪府河内長野市の管路包括委託では、地元企業の活用や参画を企画提案項目に設定し、技術評価点への加点要素として公募した。

(参考)地元企業参画を提案評価の加点要素とした事例

大阪府河内長野市 管路包括委託の事例

- 河内長野市では、管路施設の包括的管理業務を3期にわたり実施してきており、直近の第3期事業では、これまで構成企業の一企業であった地元企業が、代表企業として活躍している。
- 下水道管路包括事業の公募型プロポーザル方式において、地元企業の活用や参画を企画提案項目に設定し、技術評価点への加点要素として公募した。

(参考)地元企業参画要件の文言

河内長野市下水道管路施設包括的管理業務公募型プロポーザル実施要領
河内長野市下水道管路施設包括的管理業務提案評価基準

- 企画提案書の作成要領等について(地域貢献に関する提案)
地域の人材、企業等の各種地元資源の活用や社会貢献に関する取組提案やその効果について、具体的に記述すること。
- 評価の着眼点(評価基準)
地域の人材、企業などの各種地元資源の活用や社会貢献に関する取組提案が具体的に述べられているか。
※配点20点(技術評価点330点中)

【例4 対象業務範囲の工夫③】

- 千葉県柏市の管路包括委託では、サウンディング型市場調査の結果から、一部業務を包括委託対象外として個別委託することで、受注機会を確保した。

(参考)個別委託による受注機会確保を実施した事例

千葉県柏市 管路包括委託の事例

- 平成30年度より、管路包括を実施しており令和4年度より第2期管路包括を実施中である。また、改築工事や性能発注を含めた管路包括を既に導入済みの数少ない団体である。
- 管路包括導入検討時には、全国規模の管路施設メーカー、維持管理企業、コンサルタント及び水処理メーカー、地域の管路工事企業及び管路維持管理企業を対象にサウンディング型市場調査を実施している。
- 地域の中小企業へのアンケート調査結果より事後保全業務を管路包括事業範囲外とし、個別委託を実施している。

(参考)サウンディング型市場調査(アンケートの文言)

柏市公共下水道管路施設包括的民間委託(改築事業を含む)に係る情報整備等支援事業報告書

○ 事業範囲

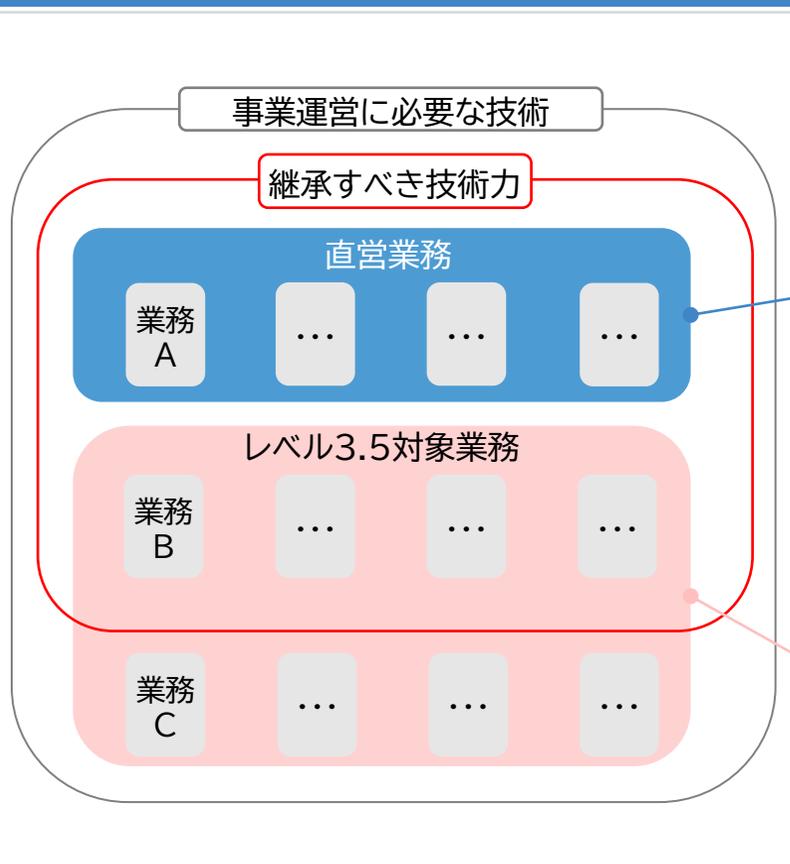
今まで柏市が単独個別で発注している苦情・事故一次対応、緊急清掃、緊急改築・修繕及び定期清掃等について、包括的民間委託のパッケージ範囲に含むことについて、以下にご回答ください。なお、包括的民間委託の範囲に含まれることで、現状の受託業者が、現状どおりに受注できなくなる可能性があります。(複数回答可)

<選択肢>

- ア 緊急改築・修繕をパッケージ範囲に含むことは差し支えない
- イ 緊急改築・修繕をパッケージ範囲に含むことは問題である
- ウ 緊急清掃及び定期清掃をパッケージ範囲に含むことは差し支えない
- エ 緊急清掃及び定期清掃をパッケージ範囲に含むことは問題である

- レベル3.5導入後、緊急時への対応、管理者によるモニタリングが必要であり、技術力保持や技術継承は、重要な課題。
- レベル3.5導入検討の中で、各地方公共団体において継承すべき技術は何かを議論し、技術継承の方法を踏まえた処理区設定やスキームへの反映が必要である。

技術継承を検討する際の業務イメージ



ポイント・留意点

【単独処理区の場合】

- 直営業務を設定するために、レベル3.5対象施設・業務範囲の限定が考えられる。
 - レベル3.5の対象施設・業務範囲を制限する際は、客観的な情報の整理が必要となる。

【複数処理区の場合】

- 一部の処理区を直営業務として残すことも考えられる。

【その他】

- 受託者等が研修や勉強会等を開催することで技術移転が可能。
- 官民出資会社への職員派遣による技術継承も考えられる。

事例

①対象業務の限定による技術継承
(新潟県 糸魚川市)

②対象処理区の限定による技術継承
(山口県 宇部市)

③受託者等が開催する研修等による技術継承
(株式会社水みらい広島)

④職員派遣による技術継承
(群馬東部水道企業団)

【①対象業務の限定による技術継承】

- 外部有識者を招いた検討委員会の中で、管理者に残していくべき技術を検討し、技術継承のため対象業務を限定する。

対象業務の限定による技術継承に取り組む事例

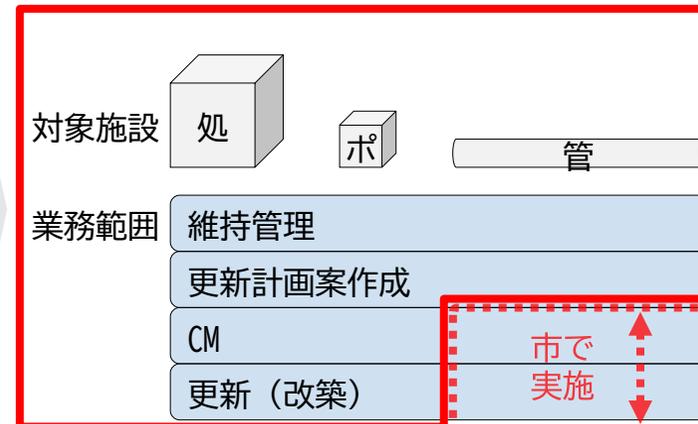
新潟県 糸魚川市の事例
糸魚川ガス上下水道事業官民連携あり方検討会

- 上下水道の管路の設計・工事監理業務の一部については、包括委託から除外し、市が直接実施することで技術継承を図ることが望ましいと、あり方検討委員会の提言で述べられている。(なお、市職員の官民出資会社への派遣による職員の技術力維持に加えて上記提言が述べられている。)

糸魚川市ガス上下水道事業官民連携あり方検討委員会

官民連携事業導入後も市に求められる事項		対象業務の考え方
市として求められる最終責任への対応	災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時など緊急対応時においては、他公共分野と連携が重要となるため、市に必要な知見・ノウハウの維持が必要
	インフラ経営・計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活を支えるインフラ事業であることから、最終的な経営に関する責任・能力は市側に残す必要がある
適切な官民連携実施	モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務内容・費用の適切性やサービス水準の維持など、地域を支えるインフラ事業として求められる公的視点について、市として監督を行う必要がある。

委託業務範囲



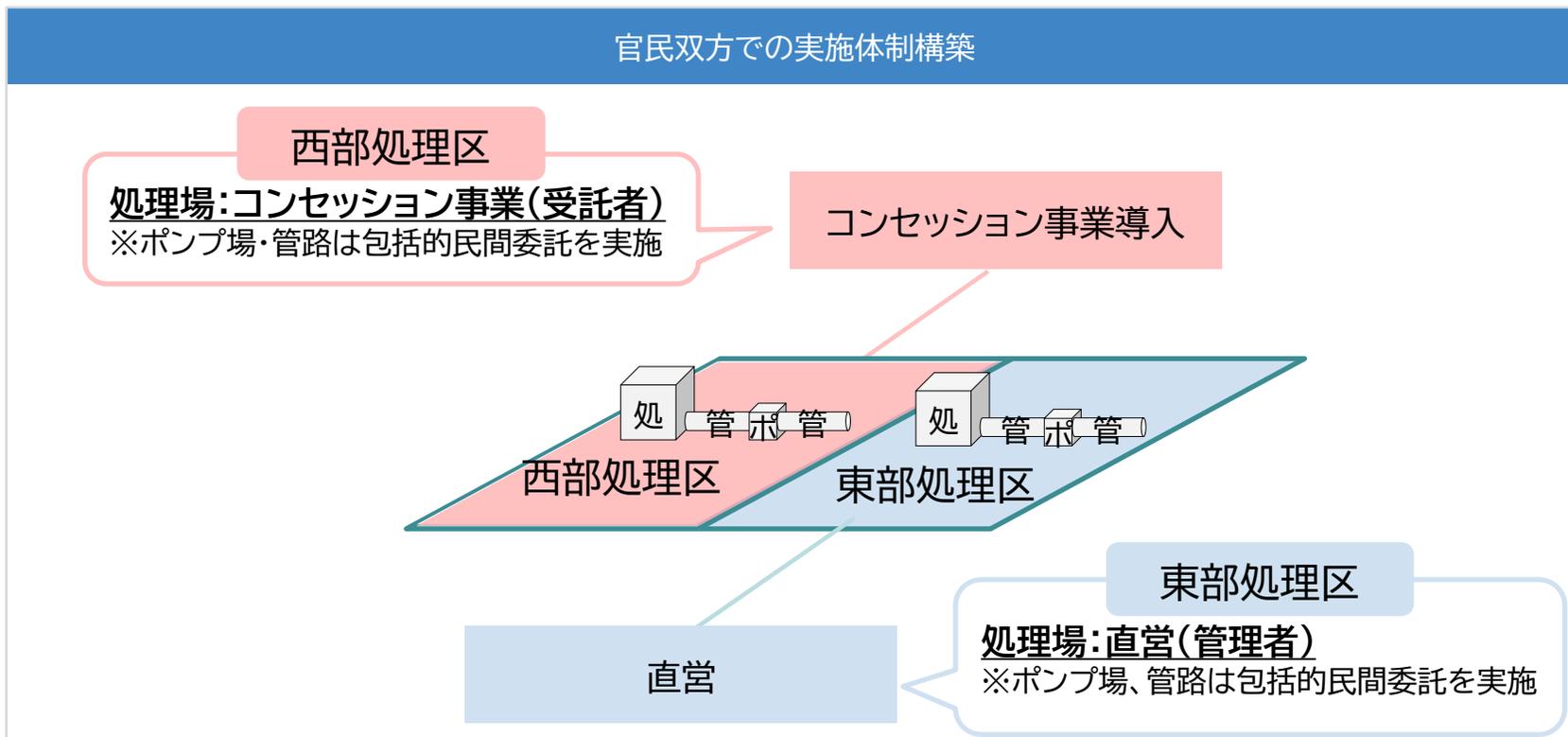
【②対象処理区の限定による技術継承】

- 管理者に残していくべき技術を検討し、技術継承のため対象処理区を限定する。

対象処理区の限定により技術継承に取り組む事例

山口県 宇部市の事例
宇部市公共下水道西部処理区運営事業

- コンセッション事業の対象とする処理区を限定し、官民双方での実施体制を構築した。
- 直営の処理区において運転操作方法等の技術継承を行うことで管理者モニタリングに活用、民間事業者の創意工夫や最先端技術、災害時のバックアップなどの技術継承が行われるなど相乗効果を発揮。



【③受託者等が開催する研修等による技術継承】

- 技術研修等を開催し、受託者や管理者等のノウハウの共有することで技術継承を行う。

官民連携により技術継承に取り組む事例

株式会社水みらい広島の事例

- 官民出資会社である「株式会社水みらい広島」には、地方自治体からの退職派遣職員以外に、民間企業からの出向者や、同業種・他業種からキャリア採用された社員が所属。
- 双方のノウハウを合わせるとともに、パートナー企業とも連携しながら、公共の課題である技術継承を現場、研修だけでなく、業務のデジタル化と並行して推進することを通じて、よりサステナブルな水道事業運営を目指している。

<p>公民のリソースを活用した研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民連携会社の強みを生かして、様々な研修を開催 ○ 広島県の浄水場施設を活用した管路の維持管理研修 ○ 関係会社の工場でのポンプ分解整備 ○ ベテラン技術者による技術指導(技能道場)
<p>事業体OBによる技術研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道経験、レベルに応じた研修内容 ① 基礎講座(施設、資機材の仕組み、図面の読み方等) ② 管路管理実務(空気弁の清掃、漏水探査、水質検査等) ③ 危機管理、専門技術(漏水事故対応、腐食メカニズム、管路設計、シーケンス制御、電気設備保守点検等)
<p>業務のDX推進(今後の予定も含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ IT・DX関連分野の専門研修及び業務のデジタル化 ① データ伝送技術、管内調査カメラ等 ② DXマインドセット研修、DX体験セミナー、RPAワークショップ 基本・実践・活用セミナー、データドリブン経営セミナー等

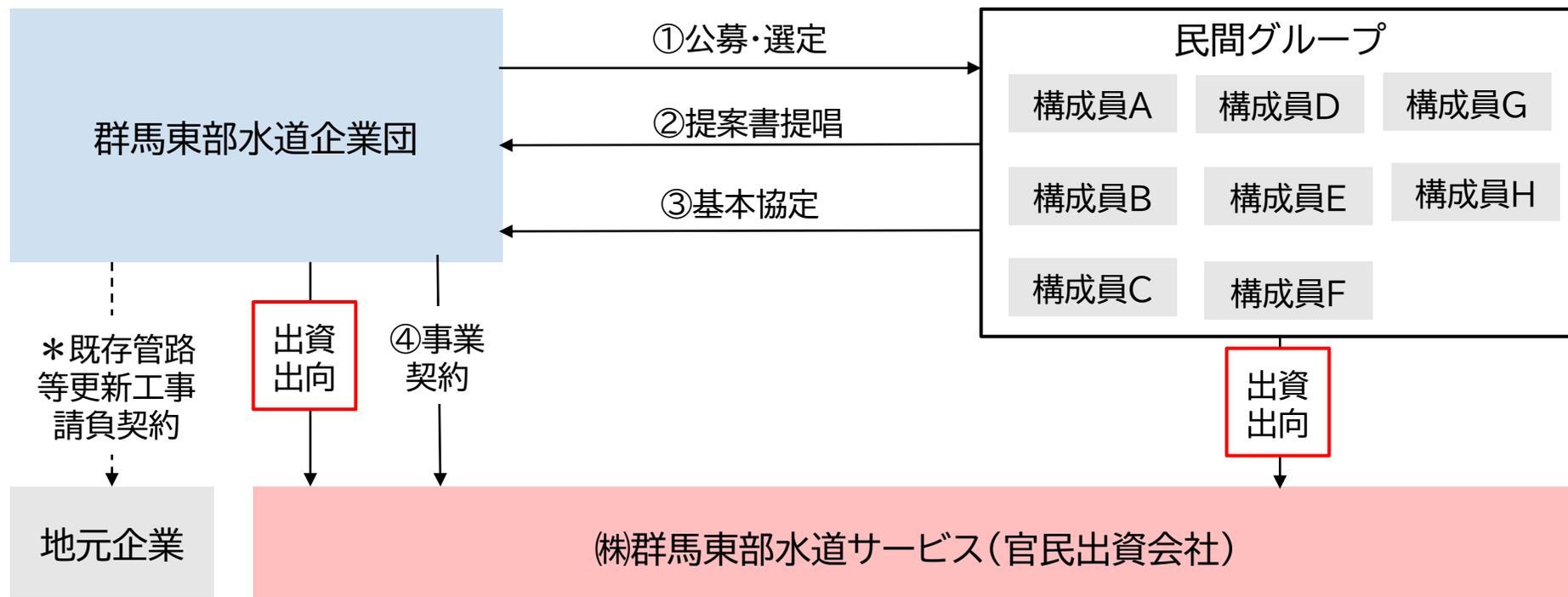
【④職員派遣による技術継承】

- 職員派遣制度を活用し、出向元で実務等を担当することで技術継承を行う。

職員派遣による技術継承に取り組む事例

群馬東部水道企業団の事例
群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業(第2期)

- 官民共同出資会社を設立し、業務を実施する企業団職員を派遣することで公共側の技術継承を実現。
- 公共性・公益性を損なわないために、出資比率を公共側過半数(51%)とした。



* 既存管路の更新委託業務及びその他事業における工事関連委託業務の施工部分については、(株)群馬東部水道サービスとの事業契約に含めず、従来どおり企業団から地元企業へ工事発注する。

出典)群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業(第2期)公募資料

第3回策定検討委員会

審議事項 8

プロフィットシェアの提案を促進するための考え方

審議事項 9

必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方

審議事項 10

中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方

審議事項 11

民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり

審議事項 12

建設業法等との関係

- PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)は、民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進がポイントの1つ。
- また、内閣府の各種ガイドライン等も改正され、これらについて、「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」(内閣府民間資金等活用事業推進室事務連絡、R6.7.3)が発出されたところ。
- 下水道分野におけるウォーターPPPガイドラインでもこれらの趣旨を踏まえて環境の構築を推進したい。



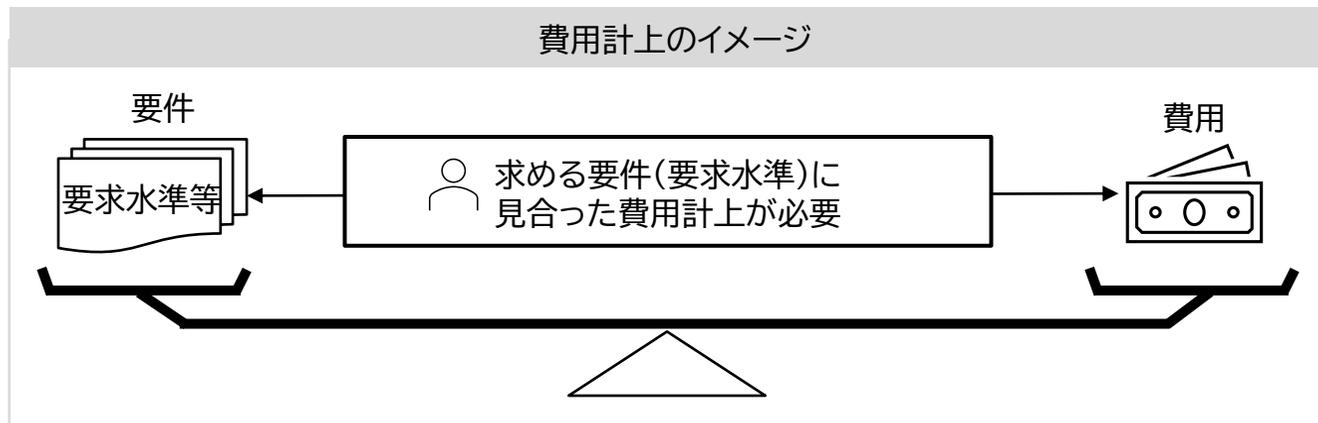
必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し

- レベル3.5の委託費(予定価格)は、過去の実績を用いて安易に算出するのではなく、中長期的な事業の持続性を考慮し、要求水準書等で求める水準を適切に反映することが重要である。
- 予定価格を算出する際に、考慮すべき項目、過小に算定されやすい項目、積算方法等に関するポイント・留意点について、GL2.0で解説したい。

		レベル3.5の委託費(予定価格)		
		 設計・建設	 運転・維持管理	 マネジメント
ポイント・留意点	考慮項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 10年間の改築更新見通しに沿って、適切に費用を見積もる。 ● 事前の工法選定が難しい工事は設計変更等の考慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民対応や修繕対応は、業務範囲や内容に応じた適切な費用を見積もることが重要。 ● 人件費や薬品単価等、金額の変動が想定される費用に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 更新計画案作成業務、各種業務を一体的に取りまとめる統括的な管理業務等について適切に積算する。 ● セルフモニタリング等のモニタリングに要する費用も見込む。
	適正な計上が必要な項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 撤去費 ● 見積等により設定した単価のインフレ等の影響 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経年劣化に伴う将来の修繕費等の増額費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● SPCを想定する場合は、利益、配当、税金等の計上
	積算方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 積算に当たっては、コンサルタント等の活用や類似事業に関する実態調査や市場調査を行う等して、算出根拠を明確にし、積算方法について情報開示することが望ましい。 		

● リスクが受託者負担となっている場合、当該リスクに見合う対価が事業のコストに含まれている必要がある。

- 統括的な管理者に求める要件(資格、実績、要求水準等)に応じた費用計上が必要と考えられる。



費用の計上方法



方法① 標準歩掛等

- 各種標準歩掛や積算基準、マニュアル、ガイドライン等に記載の積算方法に基づく費用計上



方法② 見積

- 各種事業者による業務内容に応じた見積・費用内訳を参考で徴取し費用計上



方法③ 過去の実績

- 過去の実績を根拠とした費用計上

類型

留意点・
ポイント

- 業務の要求内容と歩掛の適用基準が合致しているかの確認が必要
- 求める業務に応じた歩掛の組合せ等も考えられる。(計画策定、データ管理それぞれ計上など)

- 見積仕様、条件、有効期限等の明確化に留意が必要
- 各地方公共団体の定めに準じた依頼が必要(見積の依頼内容や相手先、依頼者数など)

- 物価変動等を適切に反映することが必要
- レベル3.5の業務内容や要求水準等に過去の実績が合致しているか留意が必要

- 官民対話の繰り返しによる認識のすり合わせが必要

- 民間事業者の創意工夫等により適正な利益を得られる環境の構築のためには、地域経済・社会への貢献など費用削減以外のメリットも適切に評価することが重要。
- レベル3.5導入の際は、定量効果(VFM等)だけでなく、多様な定性効果(災害対応、デジタル・脱炭素の推進等)も含め、受託者の適正な利益に考慮し、総合的に判断する。

レベル3.5導入効果

定量効果(VFM等)

多様な定性効果

想定項目	ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の負担軽減(時間外、工数等) ● 技術者数の確保(官民相互の体制) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用、設備投資の促進 ● 官民双方の技術移転、技術力向上 ● 災害時のバックアップ体制構築
	モノ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の進捗率(更新率、調査率、台帳更新率等) ● 各種サービス品質(KPI等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● DXの推進 ● 脱炭素の推進 ● 新技術導入
	カネ	<ul style="list-style-type: none"> ● コスト縮減(≒VFM) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な競争環境の構築
留意点・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の進捗率については、経営戦略に位置付けられている指標による評価も考えられる ● サービス品質については、水質や要望対応率、不具合件数などによる評価が考えられる ● コスト縮減については、単純な委託費の比較のほかにライフサイクルコストの観点から評価も可能 		<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な下水道事業の実現の観点から、定量化できない項目についても評価が必要 ● デジタル・脱炭素の推進といった、他事業計画(DX・GX推進計画等)の実行に寄与する項目についても評価が必要 ● 競争環境構築による高止まり防止についても評価可能

導入判断

- 定量効果と定性効果を総合的に考慮した導入判断が必要
- VFMはPFI事業契約を選択した場合のみ必須(PFI事業契約でない場合必須ではない)

第3回策定検討委員会

審議事項 8

プロフィットシェアの提案を促進するための考え方

審議事項 9

必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方

審議事項 10

中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方

審議事項 11

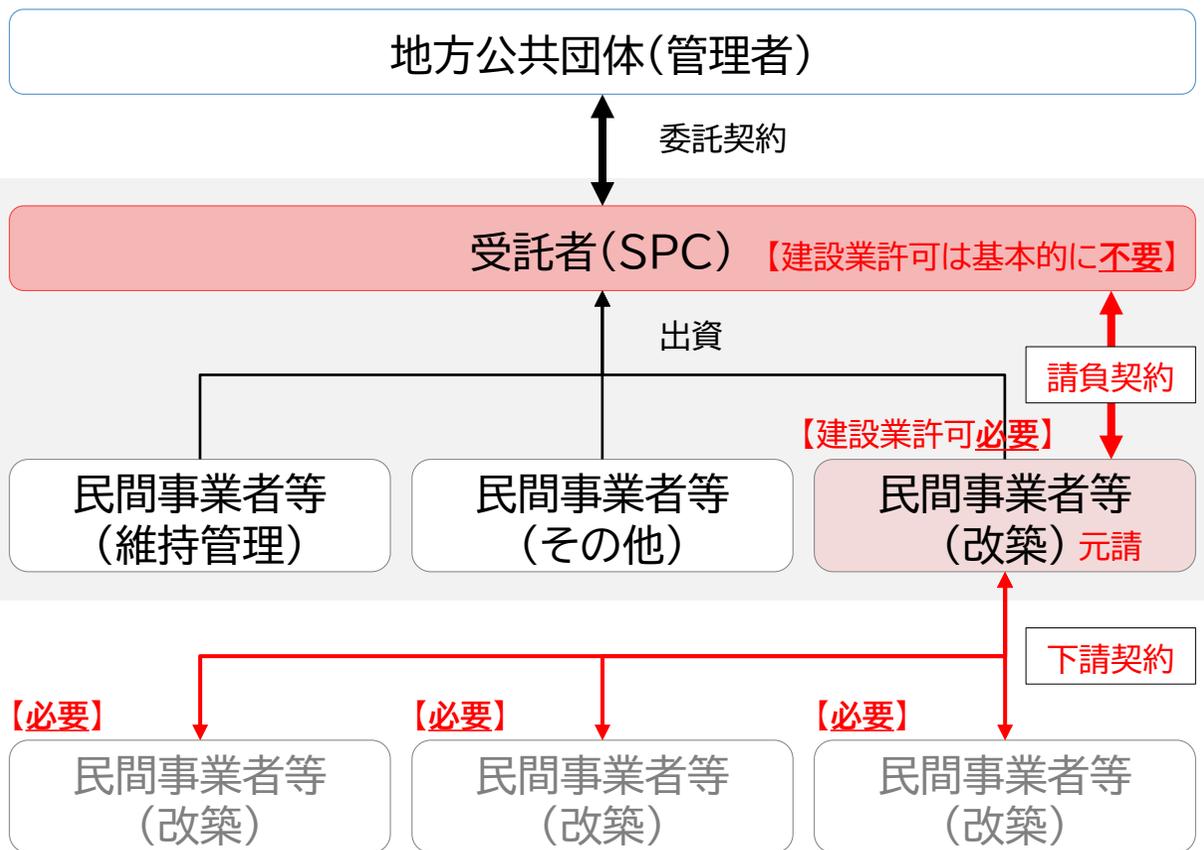
民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり

審議事項 12

建設業法等との関係

- 先行事例等を参照すると、受託者がSPC(特別目的会社)の場合、当該SPCは建設業許可不要となる場合がある(契約の内容による)。
- ウォーターPPPLレベル3.5更新実施型の案件形成に際し、必要がある場合は、各地方整備局等建設業担当者にご照会いただくことを想定。

関係主体の契約関係(イメージ)



- 管理者とSPCとの間で建設工事を含むPFI事業契約(委託契約)を締結した場合、当該SPCとSPCを構成する事業者との間で締結される建設工事の請負契約については、SPCが民間発注者(建設業許可は不要)、SPCを構成する建設企業が受注者の立場となるものと考えられる。

※参考: PFI法に基づくPFI事業を対象としている「契約に関するガイドライン」(民間資金等活用事業推進会議決定)においても、コンソーシアム構成企業が新設した株式会社(左図では「受託者(SPC)」に対応)が選定事業者であって、国と当該株式会社との間で建設工事を含むPFI事業契約を締結したときには、通例、当該株式会社が、コンソーシアム構成企業の建設企業に建設工事を委託し又は請け負わせるとしている。